

「生活福祉資金・特例貸付」にかかる受付期間延長のご案内

新型コロナウイルスの影響により収入が減少する等して、引き続き、日常生活の維持が困難となっている世帯を対象に、特例貸付の受付期間が延長されますのでお知らせします。

借入申込を希望される方は、お住まいの地域の社会福祉協議会へご相談ください。

1. 受付期間の延長について

緊急小口資金の申込み及び総合支援資金の初回申込の受付期間が令和3年3月末まで延長となります。

2. 総合支援資金の延長の対象について

(1) 初回貸付分の送金月が以下に該当する借受人が延長貸付の対象となります。

- ①令和2年11月・12月・令和3年1月
- ②令和2年12月・令和3年1・2月
- ③令和3年1・2・3月
- ④令和3年2・3・4月
- ⑤令和3年3・4・5月

ただし、連続する3ヶ月の期間について貸付するため、①～⑤のそれぞれ送金3回目の最終月までに延長の申込みをする必要があります。(2回目の入金日の翌日から申請可としています。)

(2) 総合支援資金の初回貸付について、令和2年12月で3回目の送金が完了する場合、延長の申請期限は12月末です。延長申請を希望される方は12月28日までにお住まいの地域の社会福祉協議会へご相談ください。

ただし、12月の送金日が10日の借受人におかれましては、1月の送金日は25日になる場合がありますので予めご了承ください。

3. 自立相談支援事業による支援について

(1) 総合支援資金の初回申請をする場合

厚生労働省の通知で「償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって貸付を行う」と示されています。

これについては、重要事項説明書において、自立相談支援機関の支援を受けることについて同意していただくことを要件とします。

また、初回面談時において、お住まいの市町村社会福祉協議会より、自立相談支援機関のパンフレットをお受取りください。

(2) 総合支援資金の延長を申請する場合

これまでと同様、自立相談支援機関が借受人の就労や収入の状況等を聞き取りして「総合支援資金特例貸付延長貸付にかかる状況確認シート」を作成することとします。

【相談・申請先となる社会福祉協議会】

お住まいの市町村社会福祉協議会

【実施主体】

岐阜県社会福祉協議会

住 所：岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉会館内

電話番号：(058) 201-1547